

神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日 時：令和2年3月24日（火） 13：00 ～ 14：00
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）職員課長、職員係長
（組合）書記長、書記次長
4. 議 題：乗合自動車運転士の運転記録証明書の取得について
運転者適性診断結果に基づく個別面談について
5. 議事要旨：別紙のとおり

1. 乗合自動車運転士の運転記録証明書の取得について

【当局】 今回の重大事故を踏まえ、安全・安心な市バス事業を維持・継続していくために、乗合自動車運転士に対して、事故記録の洗い出しや、服薬調査、脳ドックの実施など、企業体として安全を最優先と考え、さまざまな取り組みをおこなってきた。

その中で、交通安全の風土づくりの一環として、運転記録証明書を一括取得し、交通事故・交通違反の状況を把握し、安全運転管理・運行管理に役立てるとともに、職員の安全運転意識の向上を図っていきたいと考えている。

既に、今年度の退職者を対象に、再任用職員として任用するための必要書類として、取得にかかる委任状の提出をお願いしたところであるが、今後は、毎年度、全ての乗合自動車運転士を対象に運転記録証明書を取得したいと考えており、ご理解願いたい。

具体的には、各自、委任状に必要事項を記載して提出していただくこととし、費用は当局で負担するものとする。

【組合】 運転記録証明書の取得に関して、他の公営交通事業者や民間事業者でも毎年取得しているのか。

また、交通事故や交通違反などが多い職員については、どのような対応を考えているのか。

【当局】 京都バス㈱では全社員に行っていると聞いたが、他は把握していない。また、交通違反が一定以上ある職員については、その内容により個別指導を実施するなど、職業運転士としての自覚を促していきたいと考えている。今回の重大事故を踏まえ、安全・安心な市バス事業を維持・継続していくために必要な取り組みであると考えており、ご理解いただきたい。

2. 運転者適性診断結果に基づく個別面談について

【当局】 乗合自動車運転士を再任用職員として任用するに際して、過去の事故歴や事故内容の検証など、より厳格に乗合自動車運転士としての適性を見極めることが必要と考えている。

そこで、各運転士が過去に（独）自動車事故対策機構において受講した運転者適性一般診断の結果報告書を活用し、本庁管理職が個別に面談・指導を行うこととしたい。

まずは、今年度末の退職者で乗合自動車運転士として再任用する職員に対して、3月末までに行う予定であり、日程調整を進めていきたい。

今後、再任用する職員の中で、事故件数が多い職員に対しては、65歳以上の者に受診が義務付けられている運転者適齢診断を受講させるとともに、（独）自動車事故対策機構の派遣講師による弱点克服研修を実施することで、より安全な運行体制の構築に努めていきたいと考えており、ご理解願いたい。

【組合】 来年度以降、個別の面談・指導や運転者適齢診断の実施時期について、何月頃を想定しているのか。

また、今後は、事故件数が多い再任用職員に対して運転者適齢診断を受講させるとのことであるが、診断結果に問題がなければ、引き続き再任用職員として雇用するよう申し入れておく。

【当局】 個別面談・指導や運転者適齢診断の実施時期については、来年度の早い時期に実施したいと考えているが、詳細が決まり次第お知らせしたい。

また、再任用職員の継続にあたり、営業運転の可否の判断については、運転者適齢診断の結果に加えて、神戸市バス運転士マニュアル、神戸市交通局乗合自動車職員服務規程及び各種通達の遵守や事故の発生状況など、乗合自動車運転士としての適性の有無を総合的に評価することとなるので、ご理解いただきたい。